

## 発電に関する離島

発電に係る排出のうち、電気事業法第二条第一項第八号イに規定する離島における排出は、割当て、制度対象か否かの判定及び排出実績算定の対象外とされている。

上記の電気事業法において定める離島とは、電気事業法施行規則別表第一の上欄に掲げる区域を供給区域とする一般送配電事業者ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる離島、であり、その内容を以下に示す。

なお、最新かつ正確な島の一覧については、該当する法令を確認すること。

電気事業法施行規則 別表第一 (2026年4月1日時点)

区域	離島
北海道	礼文島、利尻島、天売島、焼尻島、奥尻島
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県	飛島、佐渡島、粟島
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県	大島、利島、新島、式根島、神津島、三宅島、御蔵島、八丈島、青ヶ島、父島、母島
静岡県のうち 熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和三十二年九月二十九日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成二十年十月三十一日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡、駿東郡	
富山県、石川県、福井県（小浜市、三方郡、大飯郡及び三方上中郡を除く。）	舳倉島
岐阜県のうち 飛騨市（平成十六年一月三十一日における旧吉城郡神岡町及び宮川村（昭和三十二年九月二十九日における旧坂下村の区域に限る。）の区域に限る。）及び郡上市（平成十六年二月二十九日における旧郡上郡白鳥町石徹白の区域に限る。）	
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県	島後、中ノ島、西ノ島、知夫里島、見島
兵庫県のうち 赤穂市（昭和三十八年九月一日に岡山県和気郡日生町から編入された区域に限る。）	
香川県のうち 小豆郡、香川郡	

区域	離島
愛媛県のうち 今治市（平成十七年一月十五日における旧越智郡 吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町、大三島町及び 関前村の区域に限る。）、越智郡	
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮 崎県、鹿児島県	小呂島、対馬島、海栗島、泊島、赤島、沖ノ島、 島山島、老岐島、若宮島、原島、長島、大島、上 甕島、中甕島、下甕島、竹島、硫黄島、黒島、口 之島、中之島、平島、諏訪之瀬島、悪石島、小宝 島、宝島、種子島、屋久島、口永良部島、奄美大 島、喜界島、加計呂麻島、与路島、請島、徳之島、 沖永良部島、与論島、馬毛島
沖縄県	粟国島、渡名喜島、久米島、奥武島、オーハ島、 北大東島、南大東島、宮古島、池間島、大神島、 来間島、伊良部島、下地島、多良間島、水納島、 石垣島、竹富島、西表島、鳩間島、由布島、小浜 島、黒島、新城島（上地）、新城島（下地）、波 照間島、与那国島

## 輸送に関する離島

輸送に係る排出のうち、本土と離島、沖縄島と離島、離島と離島、離島内の交通を確保するための航路及び航空路における船舶による貨物若しくは旅客の輸送、航空機の運航による排出は、割当て、制度対象か否かの判定及び排出実績算定の対象外とされている。

ここでいう離島は、以下の各法令で定義される離島とされており、各法令において定義されている離島の一覧を下表に示す。

- ・ 離島振興法第二条第一項の規定により指定された同項の離島振興対策実施地域に含まれる島
- ・ 奄美群島振興開発特別措置法第一条に規定する奄美群島の区域に含まれる島
- ・ 小笠原諸島振興開発特別措置法第四条第一項に規定する小笠原諸島
- ・ 沖縄振興特別措置法第三条第三号に規定する離島

なお、最新かつ正確な島の一覧については、各法令を確認すること。

表 各法において定義される離島（2026年4月1日時点）

法令	都道府県	島名
離島振興法	北海道	礼文島、利尻島、焼尻島、天売島、奥尻島、小島
	宮城県	江島、網地島、田代島、寒風沢島、野々島、桂島、朴島
	山形県	飛島
	東京都	大島、利島、新島、式根島、神津島、三宅島、御蔵島、八丈島、青ヶ島
	新潟県	粟島、佐渡島
	石川県	舳倉島
	静岡県	初島
	愛知県	佐久島、日間賀島、篠島
	三重県	神島、答志島、菅島、坂手島、渡鹿野島、間崎島
	滋賀県	沖島
	兵庫県	沼島、男鹿島、家島、坊勢島、西島
	島根県	島後、中ノ島、西ノ島、知夫里島
	岡山県	大多府島、鴻島、前島、犬島、石島、松島、六口島、高島、白石島、北木島、真鍋島、小飛島、大飛島、六島
	広島県	走島、百島、細島、佐木島、小佐木島、生野島、大崎上島、長島、三角島、斎島、情島、阿多田島、似島
	山口県	端島、柱島、黒島、情島、浮島、前島、笠佐島、平郡島、馬島、佐合島、祝島、八島、牛島、大津島、野島、蓋井島、六連島、見島、大島、櫃島、相島
	徳島県	伊島、出羽島
	香川県	小豆島、沖之島、小豊島、豊島、直島、屏風島、向島、男木島、女木島、大島、櫃石島、岩黒島、与島、小与島、本島、牛島、広島、手島、小手島、佐柳島、高見島、栗島、志々島、伊吹島
	愛媛県	高井神島、魚島、弓削島、佐島、生名島、岩城島、赤穂根島、鵜島、津島、大下島、小大下島、小島、来島、馬島、比岐島、大島、安居島、興居島、野忽那島、睦月島、中島、怒和島、津和地島、

法令	都道府県	島名
		二神島、釣島、青島、大島、嘉島、戸島、日振島、竹ヶ島
	高知県	沖の島、鵜来島
	福岡県	馬島、藍島、地島、大島、相島、玄界島、小呂島、姫島
	佐賀県	高島、神集島、小川島、加唐島、松島、馬渡島、向島
	長崎県	対馬島、海栗島、泊島、赤島、沖ノ島、島山島、老岐島、若宮島、原島、長島、大島、黒島、青島、飛島、大島、度島、高島、宇久島、寺島、六島、野崎島、納島、小値賀島、黒島、大島、斑島、高島、黒島、中通島、頭ヶ島、桐ノ小島、若松島、日ノ島、有福島、漁生浦島、奈留島、前島、久賀島、蕨小島、椀島、福江島、赤島、黄島、黒島、島山島、嵯峨島、江島、平島、松島、池島、高島
	熊本県	湯島、中島、横浦島、牧島、御所浦島、横島
	大分県	姫島、地無垢島、保戸島、大入島、大島、屋形島、深島
	宮崎県	島野浦島、大島、築島
	鹿児島県	獅子島、桂島、上甕島、中甕島、下甕島、新島、種子島、馬毛島、屋久島、口永良部島、竹島、硫黄島、黒島、口之島、中之島、諏訪之瀬島、平島、悪石島、小宝島、宝島
	奄美群島振興開発特別措置法	鹿児島県
小笠原諸島振興開発特別措置法	東京都	小笠原群島（聳島列島、父島列島、母島列島）、西之島、火山列島（硫黄列島）、沖の鳥島、南鳥島
沖縄振興特別措置法	沖縄県	伊平屋島、野甫島、伊是名島、具志川島、屋那覇島、伊江島、水納島、津堅島、久高島、栗国島、渡名喜島、座間味島、阿嘉島、慶留間島、嘉比島、安慶名敷島、外地島、安室島、屋嘉比島、久場島、渡嘉敷島、前島、黒島、儀志布島、離島、久米島、硫黄島、奥武島、才一八島、北大東島、南大東島、宮古島、池間島、大神島、来間島、伊良部島、下地島、多良間島、水納島、石垣島、小島、竹富島、西表島、鳩間島、由布島、小浜島、黒島、新城島（上地）、新城島（下地）、波照間島、内離島、嘉弥真島、外離島、与那国島